

令和8年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和8年6月26日 金曜日

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和8年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和8年6月26日 金曜日

午前9時56分～午後0時00分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

(1) 保護樹木等の指定及び解除について

(2) みどりの基本計画の改定に向けて

3 報 告

4 連絡事項

5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第18期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 みどりの基本計画の改定に向けて

○回収資料 ※机上配置

- A 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- B 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- C みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- D 新宿区みどりの基本計画（改定）

審議会委員 9名

会 長	斎 藤 馨	副会長	山 本 清 龍
委 員	吉 川 信 一	委 員	竹 川 司
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	太 田 幸 一
委 員	岩 本 達 彦	委 員	菊 池 映 子
委 員	椎 名 豊 勝		

◎開会

斎藤会長 定刻となりました。ちょっと早いですが、令和8年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、足元の悪い中を御出席いただき、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の出席状況について、及び資料について、事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 皆様、おはようございます。

みどり公園課長、女川と申します。事務局を務めますので、よろしくお願いいたします。

本日は本当に、台風が接近する中で足元の悪い中、皆様、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本当にありがとうございます。

また、日頃から新宿区政並びにみどり公園行政へ御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、今、会長から御発言もございましたけれども、初めに、令和8年度第1回みどりの推進審議会の委員の出席状況及び会議の公開、資料等について、御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、出席状況でございます。

委員の出席状況でございますが、本日は5名の委員の皆様から欠席の御連絡をいただいております。定数が14名中、過半数を超えておりますので、9名御出席いただいているということでございますので審議会は成立をしているということ、御報告をさせていただきます。

続きまして、会議の公開についてでございます。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして、会議は公開を原則とするということとなっております。

会長に御相談の上、本日の会議内容を公開とさせていただきたいと考えてございます。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、傍聴される方が、1名いらっしゃる予定ですが、まだちょっとお見えになっていません。この旨、御報告させていただきたいと思います。

次に、議事録の公開についてでございます。

皆様の御発言は、みどりの推進審議会議事録として、新宿区のホームページにおきまして公開をいたします。あらかじめ御了承のほど、お願いを申し上げます。

なお、本日の会議でございますが、会場の都合上、12時を目途に終了させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、マイクの使い方でございます。お手元のマイクの使い方でございます。

御発言の際には、お手元のマイクでお願いしたいと思います。使い方といたしましては、一番手前のボタン、こちらを1回押していただきまして、緑のランプがつかましたら御発言のほうをお願いいたします。発言が終わりましたらボタンをもう一度押していただきまして、ランプが消えましたら御発言は終了ということになりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認についてでございます。お手数ですが、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず、1つ目は議事次第でございます。

それから、資料1。これは右上のほうに番号が振ってございます。資料1「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第18期）」。

資料2「保護樹木等の指定及び解除について」。

資料3「みどりの基本計画の改定に向けて」。

また、机上に紙フォルダーにて、みどりの推進審議会回収資料を御用意させていただいてございます。中身には、回収資料A「新宿区みどりの条例及び同施行規則」が1つ、回収資料B「新宿区みどりの推進審議会小委員会について」が1つ、回収資料C「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」が1冊の、3点を収めてございます。

これとは別に、冊子の資料といたしまして、回収資料D「新宿みどりの基本計画（改定）」がございします。

随時こちらの回収資料につきましては御参照いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、回収資料となっている資料につきましては、審議会の終了後は、お持ち帰りにならずに、そのまま机の上に置いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料の確認については以上でございます。

では、会長、よろしくお願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

◎審議

斎藤会長 それでは早速、審議のほうに入りたいと思います。

今日は、「保護樹木等の指定及び解除について」と「みどりの基本計画の改定に向けて」の2件です。

それでは、まず審議事項1の「保護樹木等の指定及び解除について」の説明をお願いします。

みどり公園課長 事務局でございます。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について、担当より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか、皆様。御覧いただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、説明のほう、よろしくお願いします。

事務局（鈴木） みどりの係の鈴木と申します。

それでは、保護樹木等の指定及び解除について、御説明いたします。

今回御審議いただく「保護樹木等の指定及び解除について」は、お手元の資料2の内容を映像にまとめております。前のスクリーンか資料2を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

保護樹木等の指定及び解除については、前回の審議会の翌日、令和8年3月27日から本日令和8年6月26日までに申出のあった案件です。

御審議いただく保護樹木等の指定及び解除件数は、前のスクリーンのとおりです。

公有地保護樹木は、指定、解除ともに案件はございません。

民有地保護樹木は、指定件数3件、指定本数8本、解除件数5件、解除本数8本です。

民有地保護樹林は、指定、解除ともに案件はございません。

民有地保護生垣は、指定件数1件、指定延長58メートル、解除案件はございません。

それでは、保護樹木等の指定の案件から御説明いたします。

民有地の保護樹木の指定案件です。件数は3件、本数は8本です。

1件目は、喜久井町の寺院にあるケヤキ1本、エノキ1本の、合計2本です。

2件目は、新宿七丁目の集合住宅にあるイロハモミジ1本です。

3件目は、西落合二丁目の神社にあるクスノキ1本、スダジイ4本です。

それでは、1件ずつ御説明いたします。

1件目、喜久井町の寺院の庭にあるケヤキ1本、エノキ1本です。

保護樹木の解除の相談があり、現地確認に行った際に、敷地内に保護樹木に該当する樹木が2本あったので、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

1本目、幹回り2.21メートル、高さ14メートルのケヤキです。

根元が平板で覆われていますが、外観上、幹に目立つ腐朽も見られず、樹形・樹勢とも良好です。

2本目、幹回り2.24メートル、高さ10メートルのエノキです。

東側の幹上部の枝の一部が剪定されていて、樹形がやや乱れていますが、外観上、幹に目立つ腐朽も見られず、樹勢は良好です。

2件目、新宿七丁目の集合住宅にあるイロハモミジ1本です。

この集合住宅を管理している造園会社より保護樹木に該当するのではとの相談があり、調査したところ、保護樹木の候補がありましたので、指定をお諮りするものです。

9本立ちで、幹回り1.55メートル、高さは4.2メートルのイロハモミジです。樹高は低いですが、外観上、幹に目立つ腐朽等は見られず、樹形が良く、樹勢も良好です。

3件目、西落合二丁目の神社にあるクスノキ1本、スダジイ4本です。

この神社には既に13本の保護樹木があり、そのうち1本について、傾いており、その傾斜は日に日に進行していると5月末に連絡があり、調査を行いました。この件については指定解除の項目で詳しくお話しします。

その調査の際に、まだ敷地内に保護樹木に該当する大きな樹木があったので、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解を得たものです。

1本目、幹回り2.47メートル、高さ20メートルのクスノキです。

神社の御神木であるイチョウに近接して生育しており、下枝は高いですが、樹形・樹勢とも良好で、根張りも非常に良い状態です。

2本目から5本目はスダジイで、この4本のスダジイは境内の樹林の中に列植されています。東側から説明します。

2本目、幹回り1.3メートル、高さ14メートルです。

3本目、幹回り1.42メートル、高さ14メートルです。

4本目、幹回り1.58メートル、高さ14メートルです。

5本目、幹回り2.05メートル、高さ16メートルです。

いずれのスタジイも樹木が接近して植栽されていて、樹冠が1つにつながっています。4本とも下枝は高いですが、樹勢は良好です。

続いて保護生垣の指定について御説明いたします。

民有地の保護生垣の指定案件は1件、延長58メートルです。中里町の集合住宅にあるヒイラギモクセイの生垣です。

集合住宅の住民から、既に保護生垣があるが、まだ保護生垣に指定できそうな生垣があるので確認してほしいとの話があり、現地調査を行いました。その結果、公道や私道には面していませんが、24時間一般の人が通行可能な通路があり、その両側に生育良好な生垣が植栽されていたため、保護生垣として指定することをお諮りするものです。

延長58メートル、高さ1.8メートルのヒイラギモクセイの生垣です。当該敷地には既に4本の保護樹木と45メートルの保護生垣が存在し、今回の生垣が承認されますと、生垣の延長は103メートルとなります。

続きまして、保護樹木等の指定の解除について御説明いたします。

民有地保護樹木の解除の案件は5件、8本です。

1件目は、喜久井町のヒマラヤスギです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで、解除の申出がありました。

2件目は、原町三丁目のソメイヨシノです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで、解除の申出がありました。

3件目は、西落合二丁目のケヤキです。樹幹が傾き、直せる見込みがないということで、解除の申出がございました。

4件目は、若葉一丁目のソメイヨシノ4本です。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで、解除の申出がありました。

5件目は、下落合四丁目のトウカエデです。土地の売却のため、解除の申出がありました。それでは、個別に説明させていただきます。

1件目、喜久井町の寺院の敷地内にあるヒマラヤスギです。

所有者から連絡があり、当該樹木の管理のために造園業者が剪定に入ったところ、幹上部に枯損や損傷があり、倒木の危険があるので指定解除して伐採したいとの意向があり、調査した結果、指定解除を諮るものです。

2件目、原町三丁目の学校の敷地内にあるソメイヨシノです。

この学校には9本の保護樹木が存在しますが、そのうちの1本のソメイヨシノの樹勢が衰

弱気味でした。また、この樹木が敷地内の幼稚園の園庭内にあることから、倒木の危険性を考え、指定解除し伐採したいとの申出がありました。現地調査した結果、倒木の危険性を排除できないと判断し、指定解除をお諮りするものです。

3件目、西落合二丁目の神社の敷地内にあるケヤキです。

5月の末に所有者から、境内にある幹回り2.5メートル、高さ16メートルの保護樹木のケヤキが傾いており、その傾きが日に日に進行しているとの話があり、すぐに現地確認を行いました。

パワーポイントは、約10年前の写真と比較しています。左が10年前、右が今年撮影したものです。明らかに幹の傾斜が進んでいます。

外観上、幹自体には腐朽や空洞等も見られず、健全のようですが、幹の地際の根にやや腐朽が見られ、これが原因で傾いてきているのではないかと考えられます。このケヤキは非常に大木で樹高も高く、枝葉が道路上まではみ出しており、倒木すると危険な状態でした。これを支えたり起こしたりすることは困難と判断し、緊急施工で安全な位置まで切り戻し剪定を行いました。その後、指定解除して伐採することとしました。

4件目、若葉一丁目の学校の敷地内にあるソメイヨシノです。

この敷地には現在、保護樹木は28本存在します。長年この学校の植栽管理を行っている大手造園会社と学校側は新たな植栽計画を策定し、敷地内の樹木について、倒木の危険性が高い樹木や植栽密度が高過ぎて健全な生育の見込めない樹木の強剪定や間引き伐採等を計画しました。この伐採予定の樹木の中に保護樹木が4本含まれています。

また、伐採はしないものの強剪定を行う保護樹木もあります。

また、サクラについては、伐採するサクラの近くに新たなサクラを植栽する予定とのことです。

この連絡を受けて、6月16日に現地立会い調査を行いました。指定解除をお諮りする保護樹木4本はいずれもソメイヨシノで、かなりの樹齢で、このうち3本は校庭の鉄棒や複合遊具近くにあり、これまでも枝落ちが見られていました。根張りはいいのですが、上部の一部の枝に衰弱が見られます。もう1本は校舎の西側にあり、幹が傾斜していて、隣接地にも枝が張り出しているため、指定解除の申入れがありました。

1本目、幹回り2.18メートル、高さ10メートルのソメイヨシノです。

2本目、2本立ちで、幹回りがそれぞれ1.75メートル、1.76メートル、高さ11メートルのソメイヨシノです。

3本目、3本立ちで、幹回りがそれぞれ1.57メートル、1.82メートル、0.7メートル、高さ10.5メートルのソメイヨシノです。

以上の3本は校庭にあるものになります。

4本目、幹回り1.85メートル、高さ13メートルのソメイヨシノです。この1本は校舎の西側にあります。

以上4本の指定の解除をお諮りします。

5件目、下落合四丁目の個人宅の敷地内にあるトウカエデです。

幹回り1.72メートル、高さ12メートルのトウカエデで、土地売買のため指定解除するものです。更地での取引のため、残すことはできないとのことでした。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて、保護樹木・保護樹林の総数は変わらず、保護生垣が増えることになりました。保護生垣が1,369メートルで58メートルの増となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、これより審議を進めてまいりたいと思います。

ただいまの説明について御質問や御意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

吉川委員。

吉川委員 樹木をお持ちの方から区に申し入れたのではなくて、積極的にみどり公園課のほうから働きかけて、お話し合いで了解して保護樹木にというみどり公園課の積極さが大変よく、今回、樹木は少ないのですが、保護樹木等の登録が大変参考になり、これはみどり公園課だけではなく、みどりに関係している私たちも樹木を扱っておりますが、やはり非常に積極的な姿勢が大切じゃないかと思い、大変すばらしい活動だったと思いますので、お話しさせていただきました。

以上でございます。

斎藤会長 何かありますか。

事務局（高橋） ここで、事務局のほうから1件、ちょっと御説明させていただきたいと思います。

皆様のほうには事前に本日の資料をお配りしているところでございます。

今日、実は欠席いただいている大野委員から、欠席に当たってということでコメントを、

御意見を頂戴しておりますので、ここで紹介させていただきたいと思います。

それでは、御紹介いたします。

審議事項1の保護樹木等について、指定・解除とも異存はありません。解除の樹種にソメイヨシノが多いのは気になります。都内でも増えている特定外来生物クビアカツヤカミキリの影響でないか、危惧するところです。

このように御意見をいただいております。

よろしくお願いいたします。

斎藤会長 それでは、御質問、御意見等を引き続きお願いいたします。

事務局（城倉） その前に、大野委員から御指摘があった点について御説明をします。

解除の樹種にソメイヨシノが多いのは気になると、クビアカツヤカミキリの影響ではないかというお話をいただいたのですけれども、前回のときに新宿御苑にクビアカツヤカミキリが出たという話はありませんでしたが、その後、区内の例えば保護樹木とか公園の樹木で、今のところクビアカツヤカミキリを確認した例はございません。

今回解除するのは、一つは私立学校のソメイヨシノ4本の解除の件ですが、もう古くからある学校なので、大分古い木がたくさんあるのですけれども、植栽計画を考え直しまして、将来とも樹形の回復が見込まれないものについて、また、倒木の危険が出てくるものについては、解除をして新しく植栽をしたいということで申出がありました。特にそのうちの3本については、校庭の遊具のすぐそばにありまして、やはり今までも、大きい枝ではないのですけれども、小さい枝が折れて落ちてきたというのがありまして、これはちょっと問題かなということで、解除をお認めすることにしたいと考えております。

それと、もう一本も、学校の校庭の中に、やっぱり私立の学校で保育園が併設されていて、保育園の園庭のところにあるソメイヨシノなのですけれども、これも幹がかなり傾いて、樹勢が弱くなっていることと、園庭なので枝が落ちると危ないということで、これも指定解除したいということでお諮りするようにしました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

それでは、質問とか御意見等がありましたら、お願いいたします。

太田委員、お願いします。

太田委員 非常に素朴な質問で恐縮なのですが、木の高さを10メートル、14メートルと今説明がありましたけれども、どういう方法で測るのでしょうか。

また、いつまでもほったらかしにして、どんどん成長して、かなりの高さになっても、それは個人で伐採するなり手入れをするのか、区のほうで面倒見るのか。ちょっとその辺のところをお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

事務局（城倉） 木の高さを測るものですが、釣りざお状の棒がありまして、1メートルごとに中へ入って、このぐらいの太さなのですが、それをどんどん伸ばしていきまして。結構重いものなのですが、プラスチック製品なのですが、高さ10メートルまではそれで伸びます。それを見ながら、それより先は目測で測っています。

他に高さを測る器械がありますが、木の根元からかなり遠くに離れないとそれが使えない。双眼鏡を大きくしたような器械ですが、それで測ることはできますけれども、ここまでの距離と角度を測って、それから高さを測りますが、なかなか敷地内でそれを使えることがない。周りに木がたくさん生えていたりとか、そこまで下がり切れないとか、いろいろな状況があって、そういう器具は使えないので、その高さの棒でやるようにしています。

もう一つ、維持管理ですが、基本的には、額は少ないですが助成金をお支払いしていて、その範囲の中でやっていただくというようなことを基本に考えております。

ただ、御相談があって、危険性が高いとか、あとはもう緊急的に、先ほどもありましたけれども、この写真では見にくいですが、左側に園内灯が。これ、敷地内、外灯があるのですが、これも同じものですね。この幅とこの幅が大幅に違っています。もう傾いてきています。

次の写真、この外側が道路になっていて、この樹木の高さがすごく高いものですから、倒れるとそのまま道路、それから、その向こう側のマンションの敷地までいってしまう可能性があるということで、区のほうで緊急施工ということで費用を出して、剪定しました。枝を落として、倒れても大丈夫なようなところまで区で施工しました。指定を解除するまでは、残すのが原則で、そこまで費用を出せないで、残りの部分については所有者に費用を出していただくというような形を取りました。

できれば区のほうで全ての維持管理をやればよいのですが、1,000本以上ある保護樹木について、これを区で剪定すると、やっぱり何十万円も1本についてかかってしまう。なかなかそこまで費用負担ができないというのが現状でございます。

ただ、どういう剪定をしたほうがいいのかとか、剪定業者を紹介したりとかということを行っています。よろしいでしょうか。

斎藤会長 岩本委員。

岩本委員 今、写真が出ている保護樹木なんですけれども、これ、最初真っすぐだった木が長年になると傾くというのは、どうしてこういうふうになっちゃうんでしょうか。

事務局（城倉） これについては、ちょっと原因がよく分からないですね。傾いてくると、この根のところが持ち上がってくるのが普通です。こっち側に倒れるとこの辺の根元が持ち上がってきますけれども、これは根元がコンクリートで固められているので、全然動いていない。

ここの根が少し腐っている状況なので、この辺が、掘ってみなかつたので分からないですけれども、この辺が腐って、そのまま根がなくて倒れてきたのかなというような状況です。普通は、サクラが倒れるときなどは、根ごとこういうふうにはっきり返ってしまいますが、そういう状況が全く見られないので。

よく調査でやるのはこの幹に、打音検査といって幹を木のハンマーでたたいてみるのですけれども、そうすると、腐っているとグシュグシュという音がしますが、そういう状況も全然見られなかった。本当に根だけがやられているような状況だったのですね。だから、傾いていないと全然状況が分からない感じでした。

たまたま、ここに所有者と一緒に掃除しているボランティアの方から連絡があって、少しずつ傾いているよということで、急いで行って見たら傾いていて、区でもその知らせを受けた翌日に、剪定が入るようにしました。

ですから、椎名委員にちょっとお聞きしたいんですけれども、こういう例はあるのかなというところを。私どもではちょっと原因が分からなかったというのが現状です。

斎藤会長 椎名委員、どうぞ。

椎名委員 この写真を見ていますと、この木の左側に道路らしきものがありますね、舗装が。これは何ですか、道路ですか。

事務局（城倉） いや、敷地内です。敷地内のコンクリート舗装です。神社なので、車が入ったりすると。

椎名委員 これ、いつ頃やりました。

事務局（城倉） 舗装をですか。

椎名委員 ええ。

事務局（城倉） いや、ちょっとそれは分かりません。かなり古いものだと思います。10年ぐらい前に私が調査に入ったときは、もう既にありましたので。

椎名委員 一つ考えられるのは、この舗装をするときに基礎を打たなきゃいけないので、根を

切ったということはあるかもしれませんね。

それと、一般的に言えば、根の一部、要するにこれでいうと左側の根が腐朽して、分からないですけれども、菌か何かに侵されて根が腐朽して、根の状態ではなくなると。そうすると当然倒れると。考えられるのはそれですか。

それと、枝葉は茂っていましたか。分からないですか。

事務局（城倉） いや、十分茂っていました。茂っているときに確認しました。

ただ、写真を撮ったんですが、周りの木がほとんど同じ大きさの茂りなので、ちょっと区別が付きません。

椎名委員 そうですか。あと、根だけ腐朽させる菌というのがありまして、今のお話だと、恐らくそういう類いのキノコは出てなかったんだと思いますね。

これ、何月ぐらいに写真を撮りましたか。

事務局（城倉） 先月ですね。5月の終わり頃です。

椎名委員 5月ですね。キノコの出る時期があるんですよね。そうすると、ちょっと早いかなという気がしますね。ちょっと分からないですけれどもね。

いろんな原因はあるのでしょうけれども、恐らく根張り、極端に言えば一部の根張り、根の張り方が腐朽、徐々に腐ってなくなった、部分的になくなったということで支持力がなくなって、そちら側に倒れるような傾向になったと言わざるを得ない。

これ、現地を調べないと分からないですし、1年間ぐらい通して調べなきゃ分からないですから、そのうち倒れちゃったりしたら大変ですからね。適切な処置だと思います。

岩本委員 じゃ、こういうふうにならないような対策というのは打ちようがないんですね。せっかく真っすぐなものだから、なるべく長く生きさせてあげたらいいんじゃないかと。

椎名委員 それなりの管理者、鑑識眼を持った管理者が年間を通して定期的に見ていれば大丈夫でしょうね。

ただ、指定保護樹木の場合はそうはいかないので、そういう点では、管理されている方が傾きが進行しているといって連絡があったというのは、今の状態の仕組みの中、管理の仕組みの中では最善の方法というか、最もよかった方法だというふうに思いますね。ほかの放りっ放しの樹木だと倒れたりしてという問題もありますので、そういう点では、うまく連携が取れて、管理がスムーズにいった例だというふうに感じますね。

これからこういうことが多くなりますので、これはすごく大事なことです。連携とかね。そういうふうに思います。答えになっているかどうか分かりませんが。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

山本委員。

山本副会長 まず1つ目が、大野委員が御指摘になった点の解除樹木の4－1から4－3なのですけれども、学校であって、グラウンドに面していて、それで日当たりも良さそうな感じではありますね。今回お見せいただいた写真では、ほかの指定樹木との関係の写真がなかったので分からないところもあるのですが、日当たりがいいのになぜ良くないのかなというのがちょっと気にはなるところです。そういう意味で、列状に植わっていて、これを解除して伐採したとして、周りが本当に良くなるのかなというのは少し気になるところです。

あと、2点目は、今度は保護樹木のほうなのですけれども、これは別に意見なので、今日御提案いただいている指定と解除の大きな判定について異を唱えるわけじゃないのですけれども、3－2から3－5でしたっけね、スタジイの話です。

これは公道に面していないということがあったのですけれども、新宿区の場合、なかなかみどりを確保するのは難しいので、ボリュームとしてみどりを確保することに意義がありますので、そういう意味では、保護樹木として指定していただいて大事にさせていただくということで結構なんですけれども、今後の話というか、そういう話としては、公道に面しているものはもう少し手厚く保護していくというやり方もあります。例えば国立公園で集計するような国の事業の中では、やっぱり公道から見えるということに対して手厚く補助する事業って実際ありまして、見えるということは緑視率が高くなるので、そういうところはもう少し区に貢献度が高いんじゃないかという考え方もありますので、これは今回別にそういうふうに変えてほしいというわけじゃないですけれども、懸案事項として考えていただいたらいいんじゃないかなと思います。

それから、3点目ですが、吉川委員がおっしゃっていましたが、今回も指定と解除がうまく平衡状態にあって、素晴らしいことだなと思うんですけれども、私、この審議会に四、五年関わっていて、大きく減ったという経験ありませんし、かなりの平衡状態にありまして、これは区の方が頑張ってくださっているからかなと思うところはあるのですけれども、平衡状態であるということはこの制度がうまく機能している可能性がありまして、枯れていくものや、いろんな社会活動の中で減っていく樹木がある一方で、ちゃんと育ってきて進出してきて、保護指定されるものがどんどん出てきて、それがうまく平衡状態にあるのかなと思うと、制度自体うまくいっているのかなという気もするんですけれども、このあたりはちょっとざっくりした話なので、なかなか事務局に御回答いただくのは難しいかとは思

んですけれども、そんな感想を持ちました。

3点目も意見ということにさせていただきますでしょうか。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局のほうは何かありますでしょうか。

事務局（城倉） 最初のサクラの件ですけれども、写真ではあまりうまく映っていませんが、結構、枯れ枝というか、もう葉っぱが小さくてまばらになっているような状況です。

やはり学校の管理者としては、この頃、木が倒れることを相当ちまたでニュースになったりして気にされています。まして、子供、小学生が遊ぶ遊具、休み時間になると、調査中もそうだったのですけれども、わーっと人が出てきて、その下で遊んだりする。やっぱり管理者側としてはかなり心配なのかな。やっぱりサクラは、太い枝を切ってしまって落としちゃうと腐りやすいということもあるので、仕方がないのかなと。

単発的に切るということじゃなくて、敷地内、かなり木がたくさんあります。それも全て見直しをしながら、なくなったところには木を植えていく。将来大きくするために木を植えていく。サクラもソメイヨシノではなくて、最近いろんな品種が出ているので、そういうものを植えたりとかということで計画しています。切る以上の数のサクラの木は植えるという計画をされているようです。

それと、公道に面している樹木の話なのですけれども、新宿区には緑化計画書制度というのがありまして、敷地面積が250平方メートル以上で建築計画をするときに、一定の緑化を義務付けています。そのときに、公道に面した場所に大きな樹木があるとポイントが高くなって、そんなにあえて小さな樹木を植えなくても済みます。特に保護樹木があるともっとポイントが高くなって、そんなに広くない敷地ですと、1本保護樹木があると、ほかに緑化をしなくても緑化基準を満たせるぐらいな感じになります。そういう制度を活用して、なるべく樹木を残してもらうような形を取っております。

あと、3点目ですけれども、我々、相談があったとき以外でも、地域を回ったときに近くに大きな木があったりするとお声がけをして、保護樹木の手引を持って行って、こういう制度があるんですけれどもどうですかというお話をしています。また、4月に保護樹木制度の紹介を区報に掲載しましたが、そのときに何件かお問合せがあって、大きな木があるんだけども見てくれないかというような話がありました。ですので、なるべく数を減らさないというか、増やしていく方向で考えてやっております。

以上です。

みどり公園課長 補足で、よろしいですか。

今、申しましたように、保護樹木については、日頃のパトロール等、そういう中で、これはどうだろうかという樹木を見つけて、日頃取り組んでいるということで、最初、吉川委員からもそういう働きかけが非常によろしいということで御評価いただいたところでございまして、そういった形で私ども地道にそういうパトロールをしながら、この木は保護樹木になるんじゃないだろうかというようなことを日頃からやっているというところでございまして、そういったところを御発言いただきまして、本当にありがとうございます。

斎藤会長 渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 サクラの木って結構寿命が短いんですね。例えばケヤキとかに比べて。ちょっともういんですよね。だから、この4本のソメイヨシノは仕方ないかなと思っております。

うちの娘がちょうどお濠端の千代田区のほうに住んでいるんですけども、何か随分サクラが枯れちゃって、結構新しいのを植樹しているらしいですね。今年はそんなにサクラがきれいに見られなかったとか言っていましたね。ですから、早め早めにその次の木を考えると、循環していくのかなと。

でも、この4本はしょうがないかなと思っております。

専門家の方にサクラの寿命について。

椎名委員 じゃ、関連して。

写真を見ただけではちょっと判断つきませんね。ただ、植え替えてやると、植え替え、新しい木を植えるということですけども、要するに、危なくなったら伐採して植え替える方法なんですけれども、それだけじゃないんですよね。もちろん、例えば添え木をやって、もつところまでもたせるという考え方もありますよね。

それで今、靖国神社は東京のソメイヨシノの標準木がありますよね。靖国神社へ行かれると分かるんですけども、古い木を途中まで——上のほうは枯れちゃうんですね、結構。古い枝は案外枯れちゃうんですよ——切って、それで若い枝を出して再生するという方法を取っていますね。行かれると分かりますよ、やっているなという感じで。

あとは、例えば多摩湖があるでしょう。狭山公園にある。あそこでもやっぱり同じような方法でやっていますね。

だから、危なくなったら伐採して若い木を植えるという二択、これだけじゃないんですね。ちゃんと添え木をやって、しかるべき方法でもたせるとか。それから、もう一度剪定し直して、若枝が出るかどうかを確認する。若枝が出ればそれを伸ばしていつて咲かせるという方

法もありますので。

学校ですからね。これは私のほうで言う話ではないですけども、学校の生徒が見て、危なくなったら切るんだなと、木は切るんだなということで、すぐ短絡的にそれだけで木の処置は成立するという考え方だけじゃないので、むしろそれをどうやって助けていくか。

さらに、人間と違うんですから、木は。人間は切られちゃったらもう駄目ですけども、木は切られても、例えば伐採しても萌芽というのが出てきて、それが萌芽更新という方法につながるわけですけども、そういう方法もありますので、やっぱりもうちょっと幅を持たせたい。

これ、学校の方針だからしょうがないと、いやしょうがないんだけども、そういう方法もあるということを何か学校にも言う。まあ、言って、学校が危険との関係でどういうふう判断されるかという話ですけども、恐らく学校は、危なくなったら切って若い木を植えると。これは常套手段だと思っていらっしゃるけれども、ほかにも方法がありますよと。この場合だったら、もう靖国神社はすぐそばですから、あそこを見て、こういう方法もありますというようなことをちょっと申し上げたほうがいいのかなと。それから選択しても遅くないんじゃないかなというふうに思いますね。

ただ、それが絶対うまくいくわけではないんです。生き物ですから、やっぱり生かすためにどうやるのかということを念頭に置いて、方法を考えるということが必要なんじゃないかなというふうに思いますね。

みどり公園課長 ちょっと御紹介だけさせていただきたいと思うんですけども、新宿区の公園、180ぐらいあるんですけども、その中で、やはりサクラの木というのは地域の皆様に愛されている木でございまして、富久町にある富久さくら公園、まさにその公園の園名にもなったような立派なサクラがございまして、そのサクラを調査したところ、空洞も少し見られたということで伐採というお話もあったんですけども、やはり春にはお花見を皆さんで集まってされているという、これ大事な木なんだ、しかも公園の名前の由来にもなっているような大切なものなんですよというような思いもございまして、それは支え、今、椎名委員おっしゃったように、樹木を支えるような支えを設置いたしまして、少し皆さんが近寄れないように、ちょっと柵も設けたりしたんですけども、そういうような措置をしているというケースもございます。

そして、前年度のお話なんですけれども、竹川委員からちょっとお話があった、西新宿で大木があって、皆さん、それを眺めて、いいなと思っていたんですけども、突然ある日切ら

れてしまったというような、そういうようなこともございますので。

富久さくら公園のサクラは、今この樹木はこんな健康状態なんですよということを皆さんにも知っていただくような、何かそういうことができないだろうかと今考えていまして、そうすると突然ということではなくて、やはりこの木は今こんな状態なんだよということを皆さんに知っていただける、そういうようなことも考えているところです。少し看板なんかすると、表現は難しいなと思ったりもするんですけども、そういうようなことで、できるだけ皆さんが大切にしているものは残したいなというふうに考えているところでございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

吉川委員。

吉川委員 すばらしいお話を聞かせていただいてありがたいところなんですが、本日は1件だけ解除理由が土地の売却のためということでございます。いつもの例で分かるような気がするのですが、その経過について、どんなものだったのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

斎藤会長 事務局、お願いします。

事務局（城倉） 保護樹木の解除でよくありますが、前回もありましたが、やはり土地の売却は更地取引が原則なので、それについて、区が残してほしいとお話はいたします。新しく買い求める方に、こういう木を残すと、次に建築計画をするときに、先ほどもお話しした緑化計画書制度があって、残すとそのポイントは高いですよというお話は、機会があればさせていただきますことはあります。

ただ、もう売却が済んでしまうと、なかなかそのようなお話をさせていただく機会がなくなったりするものですから、これは難しいかなと思います。区で買い取るならば残して買い取ることはできるのですが、やっぱり民間同士の取引ですと、なかなか残らないというのは現状になっています。

吉川委員 ありがとうございます。了解いたしました。

斎藤会長 あと、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。今日の審議事項1の「保護樹木等の指定及び解除について」は、原案どおり認めるということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

斎藤会長 ありがとうございます。

では、この件についてはそのようにいたします。

続きまして、審議事項2の「みどりの基本計画の改定に向けて」について、進みたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。

それでは、「みどりの基本計画の改定に向けて」ということで、担当より御説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局（高橋） 担当のみどりの係、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

これから資料等の御説明をさせていただくんですけれども、その前に1つ、ちょっと確認という形で、今回審議事項という形で、今まで御説明してきました「保護樹木等の指定及び解除について」ということと、これから御説明する2番目の「みどりの基本計画の改定に向けて」という、今回この2つを挙げてございます。

この審議事項というものに関しては、新宿区のみどりの条例の第27条のほうに当審議会の審議する事項とかが定めてございまして、27条の2項の第2号のほうに「保護樹木等の指定及び解除に関すること。」というのが挙げてございます。これから御説明することとして、同じくみどりの条例27条2項第1号に「みどりの保護と育成に関する計画に関すること。」ということが掲げられてございます。これに基づいて今回、「みどりの基本計画の改定に向けて」ということを審議事項というふうに挙げさせていただいております。

ここまで申してなんですけれども、今、みどりの基本計画の改定に向けて、民間の業者、コンサルさんのほうにも委託業務をして、いろんな条件整理ですとか社会的な条件、法令関係、それから区のこれから、今までやってきたことの効果とか、施策の効果とかそこら辺を、資料を集めて検討しているところでございます。そういう内容について本来はお諮りするところなんですけれども、今回ちょっと、申し訳ございません、そこまで資料がそろっていないものですから、本日は、これから御説明する資料として、今までのみどりの基本計画の位置づけとか、そこら辺をまず再度御確認いただきながら、今後に向けた区のほうの考え方とか視点とか、そういうものを御説明して、それらの内容はまだお諮りさせていただくような練度が、熟度がございませんので、今日のところは御審議というよりは、こういう区が考えていることを御説明した上で、それに対する御意見あるいは御助言だったり、あと、こんな例もあると、そういうようなこともいただけたらと思っております。本日はそのような場にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すみません、前置きが長くなりましたが、それでは資料の説明をさせていただきたいと思っています。基本的に、前のスクリーンに出しているものとお手元の資料、同じものでございますので、見やすいほうで御覧いただければと思います。

では、まず最初に、みどりの基本計画の改定に向けてでございます。

その緑色の四角の枠が、色づけしているところが、まず〔1〕番の、現行の新宿区みどりの基本計画について御説明するものでございます。

こちらに関しては、項目として1、2、3、4、次のページで5までございますけれども、こちらでみどりの基本計画の位置づけとか計画の期間、それからそこに対する目標値とか、そういうものに掲げてございますので、これらについて御説明いたします。

資料の3－1です。

こちら、「新宿区みどりの基本計画の改定について」という形で、実はこれは見覚えのある資料だと思います。こちらが、3月に当審議会のほうで御説明した際の資料をもう一度使わせていただいております。申し訳ございません。

まず、みどりの基本計画の位置づけについてです。

みどりの基本計画、下の緑色で「みどりの基本計画」というふうに書いてございますけれども、こちらのほうで直接受けるものとして、真上に四角で書いてございます「みどりの条例」、こちらは直接の根拠法令になります。そのほかに国の法令として、都市緑地法、それから生物多様性基本法、こういうものの規定を受けながら、これから新宿区みどりの基本計画の改定を進めていくという考えでございます。

国等の法令、それからここには書いてございませんけれども、国の各種の方針なりガイドライン、そういうものに載っているものは当然でございますけれども、そのほかに、あと東京都のほうからも、こういうような都市計画公園の緑地整備方針、それから緑確保の総合的な方針等々、それ以外の方針等も出されていますので、広域行政の観点からの東京都、それから新宿区内のことという形で、東京都との調整も図っていくという考えでございます。

それからあと、新宿区内のことです。こちらは、新宿区基本構想、それから新宿区総合計画、それから都市マスタープランと、これから改定されていきますけれども、これらとの当然整合も歩調を合わせていくという考えです。こちらに関しては、前回の審議会でも企画担当の職員がお邪魔をさせていただいて、アンケートを取らせていただいたところですが、そういうようなことも踏まえて、区のほうの根本的な施策の内容を決めていくような総合計画、マスタープラン等々、新宿区のみどりの基本計画は当然整合させていくという形で

今後検討していく予定でございます。

続きまして、今度は現行のみどりの基本計画、理念、それから計画の期間について御説明させていただきます。

こちらが理念と計画の期間、これが現行のみどりの基本計画になります。

理念としては、「潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざす」というような形で掲げてございます。

計画の期間としては2つ掲げてございまして、一つが当面の目標期間、こちら10年間というふうに定めてございます。作成当時が平成20年度でしたので、ちょうど令和9年度、来年度いっぱい終わる計画となっております。あと、そのさらに中長期的な考え方として、将来の目標の計画期間として、想定期間として、21世紀後半までという形で、現行のみどりの計画はその2本立てを計画の期間として載せているところでございます。

続きまして、今度は、その現行のみどりの基本計画に載せている目標数値についてです。

こちらについては、こちらでは3点御説明しております。基本計画本体にはそれ以外の住民の満足度等も載せているんですけれども、まず数値的なものとして3点を載せさせていただいております。

1番目が緑被率。こちらの目標が、この10年間で、当初、作成当時は17.48%だったものを、10年間で1%アップしようよというような目標を立ててございます。

2番目のみどり率です。こちら、緑被率というようなものにプラスして、東京都のほうで考えているような指標で、みどりで覆われていなくても、例えば公園の広場ですとかそういうようなところ、あと水辺ですとかそういうようなところの面積も入れて、いわゆるみどりだけじゃなくて、そういう公園的なところ、公園、あと水辺を含めて、どれだけ充足しているかという考え方がみどり率なんですけれども、こちらのほうが策定当時は19.94%、こちら10年間で1%アップするというような目標を立てております。

3番目です。公園の目標。こちら、策定当時は現在の公園面積という形で、117.2ヘクタールございましたけれども、これを10年間のうちで2ヘクタール、公園の面積をプラスして確保しようよと、そういうような計画の目標を立ててございます。

続きまして、今度は、これから考える次期みどりの基本計画についてで御説明させていただきます。

次の基本計画は、今回また10年間終わるものですから、当面の目標の期間として10年間、令和10年度から始まって19年度までの10年間を考えていくと。先ほど申した現行のみどりの

基本計画に載せてあります将来の経営計画というようなところがございますので、そちらに関してはまだこの検討の中で、あと区の総合計画等、そういうようなものとの調整を図りながら、どこら辺がよいのかということを検討していきたいと思っております。

このような次期のみどりの基本計画の検討・作成期間としては、本年度令和8年度及び令和9年度の2か年を考えてございます。

次に、今年度、では、これからどんなことをやっていくのかということをお説明したいと思います。

こちらは今年度の予定という形で、もう一部既に始まっておりますけれども、先ほど申したように、コンサルさんのほうに委託を、業務委託をかけております。そちらの内容として今進めていることとございますけれども、新たな目標、それから基本方針、施策等の検討に関わるようなこと。それに関わるようないろいろ、国の法令、それから国と、そういうものに関してはいろいろ方針やガイドライン等は出ておりますので、そういうものの洗い出しをして、どのようなものを盛り込んでいくか、どのような目標設定をするか、そのようなものを考えております。

そのほかに、補足調査として緑視率の調査を行っています。緑視率というのは、人の目で見たとところの画角としての四角の中で、どれだけ樹木ですとか草花とか、そういうみどりがあるというものを示す割合でございまして、こういうものを調べることによって、町なかで人が歩いている、人が歩けるような、人のいる場所におけるみどりの充足率等が分かるものではないかということで、こういうものを調査いたします。

それから、あともう一つが生き物調査の実施をしています。これは、生物多様性というような観点から、区内でどのような生き物がいて、そういうものが例えば生きている場所、それからあと移動したりする場所として、どのようなネットワークを取っているのか、そういうようなものを確認して、これから計画に盛り込むための調査を今行っているところでございます。

続きまして、今度、具体的に今年度やっていくようなことについて、みどりの基本計画の改定に向けた基本的事項の整理、あとスケジュール等を資料の3－2で御説明したいと思います。

まず最初が、こちらでみどりの定める事項として書いてございます。

こちらのところで特に、すみません、情報量が多くて恐縮でございますけれども、まずはこの上の四角囲いのところをお注目いただきたいと思います。

上の四角囲いの黒丸の1番目、新宿区のみどりの基本計画は、都市緑地法に基づく緑の基本計画であり、また、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、この2つの性格を併せ持つ計画として策定する予定でございます。

次に、黒丸の2つ目でございます。都市緑地法という緑の基本計画は、同法4条に基づき、区市町村が緑地の保全及び緑化の推進に関する目標、施策、それから都市公園等の整備・管理の方針を定める計画というような位置づけをされてございますので、こういうものを新たな計画の中にきちんと盛り込んでいくというふうに考えてございます。

それから、黒丸の3つ目でございます。生物多様性地域戦略ですけれども、こちらは、同法律に基づいて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する方向性を示すものということでございますので、こういうものを新宿区のみどりの基本計画の改定に当たって盛り込むということが必要になってございます。

次に、下の四角の、こちらの囲いのところでございます。こちらのほうにそれぞれの、緑の基本計画、都市緑地法に基づく要請、それから生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に掲げられていること、定めるべき事項というのが示されていますので、これについて御説明いたします。

まず、緑の基本計画のほうで定める事項として、3点挙げてございます。

1番目が緑地の保全及び緑化の推進に関する目標。この目標をきちんと立てなさいということが示されているので、これはまず1点。

それから、チェックの2番目ですけれども、そうした目標の下で都市計画制度の活用、それから一方で、都市計画制度によらない施策、この両面での施策、取組の位置づけをきちんと示さないといけないという形で、定める事項の2番目がございます。

続けて、チェックの3番目としては、緑地の保全・緑化に関する区民や事業者様との理解の醸成、それから協働で進める取組。

こういうものもきちんと定めていきいくべきということが示されてございますので、これを新たな基本計画に当然盛り込んでいくという考えでございます。

続きまして、生物多様性地域戦略の対象とする、定めるべき事項です。

まずは、生物多様性地域戦略として新宿で定める区域。それから、チェックの2番目として、多様性に関する目標。それからそれらを実現するための総合的かつ計画的に講ずべき施策。続いて、総合的にそれを進めるために必要な事項。そういうものについて定めることが国のほうで示されていますので、これを盛り込んでいくということでございます。

続きまして、これは先ほども説明したものと重複しますがけれども、計画の位置づけと現行計画の構成についての御説明です。

こちらもちっと情報量が多いので少し絞らせていただくのですけれども、特に御注目いただきたいのが、この赤線で囲っている上の枠の2つ目の丸でございます。

新宿区では、樹木、草花などの植物だけでなく、昆虫、野鳥、小動物などの生き物、その生育に必要な土、大気、水などを含め、緑地、水辺地、公園などの、これら自然のものにより構成される環境を平仮名の「みどり」というふうに捉えてございます。

新宿区の場合は、都市緑地法に基づく漢字の「緑の基本計画」ではなくて、こういう考え方に基づいて、新宿区の平仮名「みどりの基本計画」というような形でいつもうたっております。これは平成元年度から、今回改定5回目になるのですけれども、今までずっと続いている考え方でございますので、今回の改定に当たってもこういう基本的な考え方、みどりの基本計画の遺伝子とでもいいでしょうか、そういうものを基本的に大切にしながら計画を策定して、検討していきたいと思っております。

続きまして、具体的にこれから進めていく検討の視点等について御説明したいと思います。

こちらは大変情報量が多くて申し訳ございません。改定に向けた検討の視点という形でございます。

まずは、上のこの四角の囲いのところのほうの御説明からさせていただきたいと思います。

まず、黒丸の1つ目です。こちらに、夏季の酷暑や豪雨が多発するような自然現象の大きな状況、それからあと身近な生き物の減少、そういう面もいろいろ起こってきておりますし、一方で、健康や交流の場づくりとしてのみどりが期待されている面等ございます。このような形で、まちの課題は非常に多様化してございます。そういうようなものを背景にみどりを捉えて、公園、水辺、街路樹等、それから民間地のみどりも含めて考えることによって、暮らしやすいまちを支える基盤として活かす。こういう考え方が国等のほうでもどんどん広がって深化してきてございます。こういうものを背景として一つ、きちんと捉えて検討していくという形でございます。

それから、黒丸の2つ目です。国や東京都においても、みどりを景観やレクリエーションのためだけでなく、赤字で書いてございますけれども、気候変動への対応、生物多様性の保全、それから防災・減災、それからウェルビーイングの向上等。ウェルビーイングは幸福度とか幸福感というように説明されることが多いようなのですけれども、そういうものに役立つものとして取り組んでいくということも、国等々のほうでもどんどん出てきておりますの

で、こういうものをきちんと捉えていくという形でございます。

これから具体的な視点として、この色分けをした1、2、3、4の視点、4つの視点を今整理しており、こうした視点に基づいて、みどりの基本計画を再検討・再構築していきたいと考えてございます。

まず、1番目の緑のところですけども、「自然の機能を活かした都市課題への対応」でございます。

こちらには少し小さい字で書いてございますけれども、公園・緑地、水辺、街路樹等が持つ自然の働き、これを活かすと。そして、例えば暑熱緩和、雨水流出抑制、防災・減災など、そういう都市の課題への対応につなげるというような考え方で、まず一つ目の視点として整理ができるもの。

関連するキーワードとして国等で、それから国際的にもこういう考え方が浸透してまいりまして、こういうキーワードでいろいろひもとくことができます。そういうものもきちんと捉えながら検討を進めていきますけれども、私どもも含めて、このキーワード、グリーンインフラだとかNbS、そういうようなものは聞きなれないことがございます。

これに関して、お手元の資料のほうにもキーワードの、語句説明として、こちらのシートで、今回の資料に記載したものに関してはこのように色づけをして、こちらに関連キーワードの用語説明として整理してございます。こちらに関しては時間の関係もございまして細かく説明することは割愛させていただきますが、委員の皆様におかれましては、御疑問に思ったような語句などは、こちら等を適宜参照しながら御検討いただけたらと思います。

では、先ほどの説明に戻ります。次がこちらの2番目の視点の説明になります。

こちらが2番目の視点として、「生物多様性の保全・回復に資するみどりの形成」ということを考えてございます。

こちらでは、例えば生き物とか、生物多様性について、生き物とそれらがすむ生息環境のつながり、こういうものを大切にしていきながら、みどりや水辺、そういうものの連続性や確保等を検討していく必要があるということでもとめた視点でございます。

こちらに関しても同じようにキーワードを、例えばネイチャーポジティブとか30by30、その他いろいろ聞きなれない語句がキーワードとして書いてございますけれども、こちらのほうも先ほどの語句説明を御参照いただければと思っております。

続きまして、視点の3点目です。「都市空間の魅力向上に資するみどりの活用」でございます。

こちらに関しては、公園・緑地、水辺、公開空地等、そういうものについて、休憩や交流、回遊、にぎわいなどに資する空間、そういうものとしてまちの魅力の向上につなげる。どちらかというと今までは生き物のことであったりするようなところでありましたけれども、こちらに関しては人目線で、まちに暮らす人の目線、快適性とかそういうものに関して、どのような形で検討が進められるというようなことを考えてございます。これが3つ目の視点になります。

最後、4番目の視点です。「みどりの質の向上と持続可能な管理運営」。

こちらに関しては、今までのようにみどりを増やすだけでなく、既存のみどりを良好な形で維持する。それについては、どのような施策とか展開、考え方が必要かなど。また、実際に管理するに当たっては、多様な主体との連携や、今あるみどりを次世代に残していくと、現在あるものを未来につないでいくと。そういう視点を持って検討していくものが、この検討の視点の4番目でございます。

次、今度はスケジュールについて御説明いたします。

こちらでも昨年の3月の審議会でも御説明したところではございますけれども、こちらの表に示してございますのが、今年度、8年度行うことのスケジュールでございます。

大きな柱の緑の矢印のところではございますけれども、まず大体8月ぐらいまでに現行計画の検証、現状分析・課題の抽出等をしたいと思っております。その後、将来像の目標、基本方針、施策の方向性の検討を10月ぐらいまでに、それから、現行の施策の見直しや新規施策の検討を大体11月ぐらいに、12月に入ったら地域別の方針等の検討を行って、最終的にいろいろ見直しながら、2月ぐらいまでには素案の案をまとめたというふうに思っております。

当審議会においては、少し欲張って星をつけてございますけれども、本日が第1回目という形で、あと年内に2回、3回ぐらい開催できればと思っているんですけれども、これは委員の皆様の御都合もございますので、会長・副会長とも開催時期に関しては御相談をしながら、改めて御案内したいと思っております。

そのほかに、区民意識調査というものをみどりの全般に関して行う予定です。これが大体今年の9月から10月の2か月間ぐらいで行いまして、その速報値なり確定値というのは出てまいりますので、そういう区民意識もきちんと拾いながら検討を進めていきたいと考えております。

今までに御説明してまいりました内容について、幅広く御意見を頂戴したいと思っておりますけれども、今回、あまりにも情報量が多いものですから、それら資料全般に加えて、特

に今回、『本審議会において御意見をいただきたい内容』を資料3の最後に挙げました。

これから検討を進めるに当たっても、まずはやっぱりどこのみどりの基本計画なのか、というのは、隣の区のみどりの基本計画というものの名前を書き換えて、新宿のみどり計画となるような計画であってはいけないと思っておりますので、まず新宿らしさ、新宿にあるみどりとはどのようなものか、どのようなことを考えていくべきなのか、今足りないものは何なのか、そういうものを突き詰めていく必要があると思っています。

ここで、審議会の委員の皆様には、「新宿らしさ」というようなことを少しキーワードとして、もしくは何かお考えとか区のほうに御助言をいただけるようなものがあれば、ぜひとも賜りたいと思っております。

ただ、「新宿らしさ」というと少し漠然とし過ぎていますので、では、もう少し具体的に言うとなんかというようなことで、1番と2番、挙げさせていただいております。

まず、新宿らしいと感じる場所。場所に関して、何かこういうようなことを考えたらいいいのではないかなというような視点から、ふだん、皆様が新宿を通られている、もしくは生活をされている中で、気づいたようなことがあればお知らせいただきたいと思います。

それから2番目として、どんなみどりがあったよいか。新宿の場合、特になかなか緑化が難しいというようなところがあったりする中で、既存の樹木を、既存のみどりを活かす、それから新たなみどりを創出する中で、どんなようなみどりがあったほうがみんなが快適になるのか、生き物のためにもなるのか、次世代につなげていく意味ではどんなものか、そのような観点から御意見とか御助言を頂戴できればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明、大変長くて、申し訳ございませんでした。

それでは、御意見、御審議のほう、よろしくお願いしたいと思います。

斎藤会長 ありがとうございました。

審議事項ということですが、今日はこれを可決するとかいうことじゃないということで、御意見ということなんだと思います。膨大な量なので、ただ、新宿区のこの基本計画は今度5回目になるみたいですがけれども、地域別の展開というところまで具体的に話がいくわけなんで、何となくいいねという計画ではないというあたりで、最後の意見ということも踏まえて、これから少し御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

それでは、どなたからでも、よろしくお願いいたします。

吉川委員、お願いします。

吉川委員 すばらしいお話を聞かせていただいて、楽しい思いをさせていただきました。

別に何だかんだということではないのですが、一般的に言って、外濠がございまして、みどりに接してサクラもございまして、保護そして育成するという、大変区民が接する機会の多いところでございます。特にサクラがお花見のときは一番で、昼間は一般の方、お勤めの方は夜間、夜桜を見るんで大変お歩きになっていらっしゃるって、結構なことだと思います。そこで明かりをつけていただいて、何て言うんですか、ライトですか。

事務局（高橋） ライトアップです。

吉川委員 ライトアップは、大分前はやっていなかったんですね。ライトアップしてから見学する人が大変増えたように思います。お勤め帰りやマラソンなんかやっている方もついでということで、お花見したりして、大変庶民的な催しじゃないかと、夜桜をライトアップするということはですね。

節電するのではなく、今まで細々とやっておりますので、ひとつ景気よくぱーっとやって、そこら辺からお花に対する興味が皆さん湧いてくる。ということは、親も大人も、勤め人だけじゃなくて、お子様連れも多いですから、お子様についても大変、サクラを通して植物に対する、お花に対する興味が湧くんじゃないかと思いますので、ぜひそこら辺、節電するのではなく、ライトアップ、大々的に。

あそこも、千代田区でもやっているみたい。お濠の向こう方、やっているみたい。ぜひ、千代田区に負けたくない。それ以上のものはやってほしいと思います。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

何かありますか。

みどり公園課長 今、吉川委員からお話がありました件で、あれは新宿区のほうで、水辺のサクラのライトアップというようなタイトルにしておりまして、でも、サクラのみではなく水辺、新宿区は神田川がありまして、妙正寺川がありまして、外濠があってという、そういう水辺のライトアップという名目でさせていただいているところでして、古くは、最初は平成28年ぐらいから細々、本当に委員おっしゃるように細々と始めていまして、今では5か所ですね。ちょうど西落合のほうですとか下落合、落合のほうですとか、ずっと川沿いに5か所をやっているところでして、どんどん広がってはきているところでございます。

新宿区としての特徴としましては、あまりにぎやかにならないような形で、皆様、スマートフォンを掲げて。商店街さんがずらっとあるという場所ではなくて、特に神田川の北新宿

辺りですと、本当に遊歩道、川沿いの遊歩道、住宅地の中の遊歩道、そちらでライトアップとかしておりますので。ただ、にぎわい、そんなににぎわうということではないんですけれども、皆様お楽しみいただいているというところで。

ちょっとネガティブなことを言うと、やっぱり一部ではごみですとか、お花見のごみですとか、道路上でスマートフォンを掲げられると少し通行の、車の人のということもございしますので、そういったことも配慮しながら今やっているところで。

本当に皆さん楽しんでくださっているというところですので、引き続き、電気料金は一方ありますので、その辺も考えながらですね。

吉川委員 最近見ていると、警備員が巡視していますね。

みどり公園課長 そうですね。

吉川委員 警備員も回ってくださって。前は全然そういうのはなかったんですけども、ライトがついているだけだったんですが、警備員も何かやっているみたい。警備員らしい人が、俺は警備員だっていう感覚じゃないんですが、やってくだっているみたい。大変いいことじゃないかと思いますね。よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今日初めて「生物多様性」という言葉出てきましたね。そうすると、私にぴんとくるのは新宿中央公園のビオトープ、そういうところしか浮かばないんです。私は神楽坂のほうなので、新宿区の端のほうですね、区内で色々なところがあると思うので、例えばどんなところがございしますでしょうか。

みどり公園課長 例えばで言いますと、新宿中央公園のビオトープもありますし、あとは、みなみもと町公園というところにもありまして、区内5か所だったかな。か所数はちょっとあれですけども、新宿中央公園に限らず、ビオトープということで生物生息の環境をつくろうということで取り組んでいる場所があります。

事務局（高橋） 少し補足させていただきます。

今、課長が申したビオトープという、生き物がいろいろ暮らしやすいようにするしつらえを整備したり、あまり人が入れないように、少し人が入ることを制限したりするようなところもあるんですけども、それ以外にも、例えばおとめ山公園ですとか、みどり深い公園もございします。

あと、意外と自然や昔からの木がないような公園、道であっても小さな昆虫ですとか鳥が来るとか、そういう生き物にとっては価値がある公園とかみどり、街路樹があるんじゃないかというふうに思っております。

そういうものを調べるときに、先ほどちょっと示したコンサルさんのほうで、今年、生き物調査というものをやっておりますので、主に大きな公園が対象すけれども、そういうようなところにどんな生き物がいるか、それからあと既存のデータとかもつなげれば、そういうものはどういうところで、例えば、鳥だったらどういうところから伝わってくるとか、虫だったら、そんなに移動性がないものは、どういうところを活用しているのかと。

そういうものを考えながら、これから現状を把握して、それから生き物にとっての大切な場所、どういう経路、ネットワークとしてどういうところが大切なのかということも今調べていて、そういうところについて、どういう保全施策を取っていくのかを検討したいと思って、調査を進めているところではございます。

渡辺委員 それから、すみません、もう一つ。昨日の区報に新宿中央公園のことが出ていましたね、大々的に、ぜひいらっしゃいということで。新宿中央公園はすばらしくなったんですけれども、うちの近所のあさひ児童遊園とか白銀公園、利用する方はすごく多いんですね。もしできたら、そういうところにも少し気持ちを向けていただいて、木陰をつくっていただくとか。ただ、白銀公園は結構いろんな方が見えています、お子さんから大人まで。そういうことをしていただくとすごくうれしいですね。お願いいたします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩本委員。

岩本委員 新宿らしいというお題があるんですけれども、皆それぞれ委員の方がそれぞれの地域、いろんな顔を持っているのが新宿じゃないかと思うんですよね。

だけど、一般の方が新宿というと、どうしても歌舞伎町とかこの辺のイメージが強いんだけれども、これとみどりとが一体となるようなまちづくりをされると、こういうところでもみどりなんだというような。どうしたらいいかは分からないんですけれども、ここから新宿中央公園につながる何かメインの道路、ガードがあったりしてなかなかつながらないんだけれども、あるいは新宿御苑につながる一体感といいますかね、そういうものが出てこれると。あるいは街路樹なのか、かなり大きなことになっちゃうかもしれませんが、何かそことこの繁華街が一体となるような「みどり」というワードで結びつけられたら、新宿ら

しさという中にみどりというイメージも含まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので。

意見です。

斎藤会長 ありがとうございます。

いかがですか。

みどり公園課長 今、岩本委員から御指摘いただきました。やはり新宿というと歌舞伎町というのがぽんと出てくるというのは、もう全国的にもそうかもしれません。歌舞伎町とみどりをつなげていくことというのは本当に大事だなと思っておりまして、現時点でいいますと、歌舞伎町の東宝に向かうゴジラロードという歌舞伎町のメイン通りがございまして、そのゴジラロードの商店街灯にハンギングバスケットを設置させていただいていまして、それも本当にささやかなんですけれども、そういう都市の中でどういうみどりの在り方があるのかという一つの方法だと思っておりまして、土地がない中でどうやってそういうお花ということもやっていくかとなると、やっぱりそういうハンギングバスケットというのも一つ大事な手法だなというふうに考えております。

そういったようなものを都市ならではの、歌舞伎町ならではの、新宿ならではのみどりの在り方というのを、本当に、今御意見いただいたように、皆さんと、何かこういう計画づくりをきっかけとして、皆さんと考えていけるように、そういうふうになっていったらいいなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

菊池委員。

菊池委員 2つありまして、今後の10年の施策の内容というのはこれから集まるものだと思うんですけれども、暑熱対策だと思うんですけれども、この前、ヒートアイランドの調査というんですか、上からサーモグラフィーで何度というのがあったと思うんですが、あれがとてもすごく分かりやすくってというか、効果が分かるというので、とてもいいなと思っていました。逆に、夏の暑いときではなく、冬の寒いときもみどりの効果があるというのも、もし写真を撮って分かるのであれば、それも何か追記、追加していただければいいなと思いました。あと、こういう科学的な証拠というか、そういうものが目で見えるものがあると、みどりをやっていく上でも何かモチベーションが上がるというか、何かそういうのがあるのかなと思いました。

あと、もう1点なのですけれども、ちょっとこれは余談になるのですが、街路樹に関して

なんですけれども、新宿区でいろいろ街路樹、いろんな木を植えられていると思うんですが、その樹木の種、樹種というんですか、その選定の根拠みたいなのがどういうものなのかなというのがまず知りたくて。

というのは、ちょっと私、趣味で今、東海道を歩いているんですけども、そうすると、東海道の宿場ももちろんなくなっちゃっていますが、時々、マツの街路樹がぽーっと出てきて、それがとてもいいんですね。200年も300年もたっているマツが現れてくると、江戸時代の人と一緒に歩いているような感覚というんでしょうか、何か歴史を感じるような気がして。なので、マツの街路樹ってあんまりないと思うんですけども、ない根拠もあるのかもしれないんですけども、そういう新宿区にしかないマツの街路樹とか、そういうのがあるとちょっと面白いのかなと思いました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょう。

みどり公園課長 ありがとうございます。

前回お示しさせていただいた気候変動の対応ということの中の一つとして、調査をして、新宿区内でこの辺は非常に暑いですが、この辺はそうでもないですというのを、本当に瞬間的なお話なので、継続性がないので、どうという結論までは全く結びつかなかったものなんですけれども、今後引き続きあの調査をやっていくかどうかというのも検討課題の一つではあるんですけども、やはりいろんな側面で、暑いときもそうですし、寒いときも、夜はどうだろうとか、日中どうだろうとかいう、そういういろんなタイミングでは調査、お金もかかる話なので、効率的にとかということもあるんですけども、そういったような形で検討していきたいなと考えているところでございます。

それから、街路樹につきましては、その選定根拠というのは、ちょっと道路担当でないんですけども、よく聞くのは、やっぱり丈夫ですとか、そういう都市、そういう車が通るところで、そういう非常に条件のいいところでなくても丈夫に育つようなというのも一つの視点として、街路樹を選ぶときには考えているということは聞いたことがあるので。それ以外にも、もしかするといろんな要素で、地域の方が望んでいらっしゃるということも一つの要素として入っているケースもあると思うんですけども。

恐らくその路線路線によって何か選定の方法があったのかもしれませんが、全体の計画の中で、全体、この敷地、例えば新宿、東京都なら東京都という中で、この路線はこういう樹

種、この路線はこういう樹種と、もしかするとそういう計画があるのかもしれないですけども、まず単純に言えば、丈夫で、そういうあまり良好な環境じゃない、植え込みが狭いところでも丈夫に育つようなということが選定基準の一つになっているんじゃないかなというふうには思います。

斎藤会長 岩本委員。

岩本委員 先ほど菊池委員よりお話があった、前回のヒートアイランドじゃないんですけども、暑さがあって、私の住んでいる落合地区のほう暑かったんですけども、割と、私も住んでいますけれども、住宅街なんですよ。ほとんど住宅なんですけれども、昨今、夏場に近くなってくると、クーラーをつけっ放しにしないで、つけなさいと。高齢者なんかで、つけなくて部屋の中でずっと1人であるもんだから、それで熱中症になっているというのがあるんで、うちももうずっとつけっ放し、夏場でもつけっ放しにしているんですよ。なので、その室外機から出てくる熱って結構、相当な量があれ出ていると思うんですよ。検証したわけじゃないから分からないんですけども、そういったことも影響しているんじゃないかなという気がいたします。

みどり公園課長 そうですね、その視点はなかったですね。ありがとうございます。

斎藤会長 ヒートアイランドも長年研究されていますけれども、状況いろいろ変わっていますもんね。

ほかにいかがでしょうか。

竹川委員。

竹川委員 竹川でございます。

先ほどの吉川委員からのお話もあったとおり、光というのは結構いろいろな効果があると思うんですね。その光の問題、先ほど吉川委員は電気代が高いということをおっしゃっていたけれども、電気代は本当に微々たるもので、問題は電気を引けないということが一番の問題なんですね。

例えば私どものところだと、センタービルから電源を引きなさいと言われたら交渉のしようがないんですね。向こうの、当然ですけども、管理のほうは嫌だと、当然貸すのは嫌だということになるんで、やっぱりこれは新宿区の力を借りないと。今、西新宿一丁目目で進めているんですけども、イチョウ並木のライトアップをしたいんですけども、高層ビル側のほうは全く手つかずなんですね。要は手が出しようがない。要は電源が持ってこれない。なので当然、街路灯から持ってくるのは東京都のほう絶対禁止ということになっているの

で、民間から持ってこいというのが絶対条件なんです。ですので、これが本当にやりにくいので、何とかこの辺、力を貸していただけたらと思います。

もう一つは、先ほども、みどりというのをわざわざ漢字ではなく「みどり」というふうにしていたんで、多分、先ほど東海道を歩いて何かがいいというのは、歴史もあるんでしょうけれども、やっぱり色とかそういうものが出てくると、そこは何とか通りというのになってきて、先ほどもサクラの話がずっと出ていましたけれども、できたらそういうみどり、緑化というのが木ということだけじゃなく、華やかになるように考えていただけたら思っております。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

何かありますか。

みどり公園課長 ありがとうございます。

やはり、先ほどからのライト、光の問題ということで、新宿区のサクラのライトアップも、電源を引くに当たって、発電機を使ってやっているというケースもあるんですね、やっぱり電気が引けないということで。ただ、発電機となるとやっぱり音の問題があって、どこでも発電機が使えるということではないので。外濠ですと、すごい車の往来もたくさんあって、住宅地ではなくてということで、発電機ということもあると思うんですけれども。

その電気をどうやって引くかというのは非常に難しい問題だと思いますし、街路灯から直接というのなかなかハードルがあると思いますので、新宿区でできることってどういうことがあるのかなって、ちょっとクエスチョンなんですけれども、何か今御意見として承るということにさせていただきたいと思います。

もう一つの、やっぱり「みどり」と言ったときに、その彩りというか、何か緑色だけではなくてということで、みどりをつぶさに見ると同じみどりでもいろんなグラデーションがあったりとか、また、種類が変われば、お花ですとか。すごくいろんな多くの方に親しみが持てるというのは、お花というのは少しキーワードだと思いますので、そういったようなことも考えながら。でも、お花はやっぱり人が関わってくださらないと、しっかりとお花がきれいに育たないということもありますので。

いろんな方と協力した中でそういう環境ってつくっていきなきゃいけないなと思いますので、新宿区もやりますし、皆様のお力も借りながらというのが、やっぱり彩りのある環境をつくっていくには大事ななと思っているところでございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

なかなか具体的にというのは難しそうですけれども。

太田委員、お願いします。

太田委員 区のみどりに対しての前向きな姿勢というのは非常に素晴らしいと思いますし、また、さらに緑化を進めるというお話の基本計画ですので、ぜひ実現してもらいたいと思います。

そういう中で、うちの町会でも区のほうから助成金を頂きまして、道路際に面しているお住まいのところに花を植えて、まちのもろもろ、潤いが得られるような、そういうことを実施して、非常に好評なんですよ。まちを歩いている人が、やっぱりそういう花があると、そこのお住まいの方と通りがかりの人が世間話程度に話が盛り上がるというようなことで、非常にまちの中で、区のこの制度は非常に素晴らしいと思いますので、ぜひ継続してやっていただきたい。ほかの地域でも結構そういうことをしているところはあるんじゃないかと思っています。また、区の助成金で、やっぱりプランターをまちに設置したりと、そういう点では区のほうの積極的な姿勢は評価できると思います。

それから、ちょっとこれはお願い事で、個別の案件なんですけれども、私の母校の小学校がサクラの、さっきいろいろ話が出ましたけれども、サクラの古木が、古木というか老木が2本ありまして、100周年を去年、学校が設立以来ということで、お祝いをしたんですが、1本が非常に弱くなりまして、全て伐採して、若いサクラ、「プリンセス雅」という名前のサクラを植えたんですよ。1年目からもうすぐ何輪か咲きまして、今年は大分成長して増えましたけれども、実は、それはそれでいいんですけど、もう一つ、もう1本のほうが、区のほうから、やっぱり老木ということで、しかも根が非常に長く地中に張っているというようなことで、この夏にぼっそり切っちゃうというような話が出ていましてですね。それはそれで老木だからやむを得ないんでしょうけれども、ただ、その後にサクラをまた植えるのかと思ったら、どうもそうでないらしいんですよ。ですから、学校の校庭自体が非常に殺風景で、花壇ぐらいしかないもんですから、やはり日本人の心であるサクラの木をまた植えてもらいたいと思っておりますので、ぜひ実現してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 よろしいですか。

みどり公園課長 サクラの、先ほど支えというお話もしましたが、やっぱり安全第一ということですので、それは最優先しなきゃいけないと思いますので、学校のほうでもそうい

う御判断があったのだと思います。

ちなみに、母校はどちらかというのは。

太田委員 戸塚第三小学校。

みどり公園課長 戸塚第三小学校ですか。ありがとうございます。

また、そうですね、グラウンドがあってということで、スペースも限られているかもしれませんので。

太田委員 そうですね。ほとんどもう人工芝になっちゃいましたからね。

みどり公園課長 そうですね。だから、そういう限られた空間の中でというと、少し整理をしなきゃということもあると思いますので、ちょっと今日お話を伺ったところですので、また学校のほうとも何かお話ができればなど。

太田委員 そうですね。ぜひお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

山本副会長。

山本副会長 山本です。私からは、大きくは2点かなと思っているんですけども、1点目は資料の3－1のスライドの3のところにあるんですが、現行のみどりの基本計画ということで、ここに今、現行の基本計画なんで、その理念が示されていて。それで、ここから、例えば「潤い」という言葉が理念の中に使われているんで、みどりの多さだとか水辺みたいなことをイメージしたりします。例えばですけども。「風格」というところから、例えば立体的な大きさだとか、みどりの多さだとか、それから健全さみたいなことが何かイメージされる。ちょっと僕はいびつな人間なんで、言っていることが正しいかよく分かりませんが。次に、「賑わう」というので、人が集まるだとか、経済活動だとか、触れ合いみたいなことがイメージされます。

こういうイメージでよいかというのも今回の改定の中で考えてもいいんじゃないかなと思いますし、私のイメージですと、やっぱり新宿区というのは東京都の中でも非常に都市の性格が強いところかなとは思っていますので、そうすると、すごく新陳代謝が早くて、土地の所有者も結構替わっていくスピードが速いし、建築物とかもどんどん建て替わったりしていくのかなというイメージはあります。

そんな中で、例えば変わらない風景というのはすごく意味がありまして、それで愛着が湧いたり、それから帰属意識が生まれたりしますので、そういう意味で、みどりの役割という

のは変わらない風景をつくっていく役割があるのかなと思ったりします。

そうということで、今回の改定の中でみどりの基本計画が実現すると、愛着や帰属意識が湧くような、そんな区になるとすごくいいなと思っているところです。ちょっとざっくりした話で申し訳ありません。

それで2点目は、この次のスライドだったかな。この中に公園を拡大していく、増やして……、この次のスライドですかね。3－1のこれですね、3番目のところに公園の目標ということで、10年間で2ヘクタールの公園面積を確保するというのがあるんですけども、これは国レベルの話でいうと、実は公園の面積って増えていっています。ところが、予算があんまり増えていけませんので、公園の面積当りに直すと、単位面積当りに直すと、予算で減っています。つまり、あんまりお金をかけずに何か管理しなきゃいけないという状況になっていまして、これは国レベルでは結構大きな問題かなとは思っているところです。

じゃ、何か戦略が必要でして、そのときに新宿区というのは、例えば一番小さな公園、都市公園の中で街区公園というのがあるんですけども、よく皆さんが小さな公園で遊んだり子供たちがいる、あの小さな公園というのが街区公園だったりするんですが、標準は0.25ヘクタールでして、求めているというか、標準が0.25ヘクタールなんですけれども、実際には0.25ヘクタール、50メートル掛ける50メートルって確保できませんで、それよりも小さな、狭小街区公園と言われるような公園が結構多いです。つまり、通るだけしかできないような公園が結構あるんですけども、そういう公園を大きく育てていくというようなことも方策としては重要ではないかなと思っています。

あるいは、新宿区の場合だと、ちょっと文京区で私が調べたときには公園の分布、少し偏りがありまして、新宿区も同じではないかなと思うんですけども、分布が少ないところに戦略的に公園を確保していくということもすごく重要でして、そういうようなちゃんとした手順や戦略を立てて実現していくということが大事なんだろうなと思います。

そう思うのは、例えば資料の3－2のほうにありましたけれども、スライドでいうと2枚目のところに四角囲みがありまして、この中にみどりの定義というのがされていて、この赤囲みのところに、新宿区がみどりというのはどう考えているかというのが示されていて、土、大気、水、生物、公園みたいなものがみどりだよというふうに言っているわけですね。

先ほど渡辺委員と竹川委員が触れていらっしゃったんですけども、ここからイメージされるのは、都市にある里山的あるいはビオトープ的な、総合的なみどりみたいなことをイメージされるんですけども、だとするとやっぱりそこで必要なのはちゃんとスケールのある

みどりを確保していくこと、あるいはうまくつながっていることが結構重要でして、そうすると、先ほど言ったような公園を大きくしていく、あるいは分布を見て、少ない地域に戦略的に新設をしていくみたいなことが重要になるかとは思いますが。なので、こういう新基本計画の中でそういうことがうたわれるのも大事なかなとは思っているところです。

あと、先ほど風格という話を少ししましたが、健全さというか、みどりの健全さというのに関連して、先ほど菊池委員が剪定についておっしゃっていたんですけども、やっぱり都市の中の樹木って、少し頑張って剪定したせいで樹形が崩れていたりします。

例えばイチョウとか、イチョウの木って樹木の下が、2本列状植栽されていると、下がホームベースというか五角形の空間ができます。神宮外苑とかに行くとよく分かりますよ。きれいな五角形になっています。

一方で、ケヤキというのは、樹形は、1本立ちだと扇形のような樹形になるんですけども、やっぱりすごい剪定されるんで形がおかしくなっていて、僕は農学部の人間なんで、少し、もうちょっと何か形も樹木らしい形にしてあげたいなというのはすごくあります。

例えばヤマボウシだったら柵状の枝振りになるんですけども、そういうのとか、きれいに樹木らしい形が表現できないかなというのはすごく思うので。

これ、ちょっとなかなか新宿みたいなどころでは、新宿の特に歌舞伎町みたいなどころは難しいのは重々承知なんですけど、そういうことがどこかでできないかなというのは思っているところで。ちょっと今のは無理を言っているかもしれませんが、申し訳ありません。

私が言いたかったことは2点でした。ありがとうございました。

斎藤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

事務局（高橋） では、また事務局のほうから1点。

先ほど保護樹木のほうでも申しましたが、大野委員からのコメントを預かってございますので、また御紹介させていただきたいと思います。

審議事項2の新宿区みどりの基本計画の改定についてということでございます。

生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ計画を目指すのであれば、方向性だけでなく、目標の設定や具体的な施策が必要です。例えば目標については、国交省「都市における生物多様性指標」の平成28年が参考となります。また、東京都の生物多様性地域戦略2030年目標とも整合を図り、ネイチャーポジティブに新宿区も貢献すべきです。

このように御意見を頂戴しております。御紹介させていただきました。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに。

椎名委員。

椎名委員 時間がないので簡潔にいきます。

前回、ヒートアイランドやなんかで地図、区の全図が出ていて、温度変化みたいのでグラデーションでなっていましたね。あれを等高線で表すといいと思います。なぜかという、一般の人、あれじゃ分らないです。

恐らく新宿御苑とかそこら辺の効果というのは如実に表れますよ。あれをやっぱり、はっきり言えば、10年に1回とか5年に1回とかやっていって、みどりがどういうふうに効果があるのかと。これから酷暑になって、ますます、先ほどクーラーの話がありましたけれども、そういう話になります。そうすると、まちを歩くことも、やっぱり街路樹がうんと大切になったり、そうすると思うんですね。みどりがとても大事なものだという認識になってくると思うんですね。そのときに、その調査をやる。

千代田区はそういうのを大学の先生がやっていましたね。でも、千代田区は皇居がありますから、300ヘクタールぐらいの皇居がありますから。

でも、やっぱりまちのにぎわいとしてはもう、にぎわいも最高だけれども、住んでいる人たちも多いというのがこの新宿らしさですね。要するに、にぎわいもあるし、快適に住むことができるというのが、この都市であるというのが、僕は新宿の最大の特徴だと思います。それをどういうふうに表現するかというと、やっぱりみどりが貢献しているというのをきちっと指標で表すと。そのときに等高線で表すのがいいかなという提案だけです。

それと、生物多様性ですけれども、ビオトープとか動物のとか出ていますけれども、やはり私はおとめ山公園なんかはかなり復活していると思うんですが、在来種の在来植物ですね。特に草本なんかをきちっと出していただく。特に絶滅危惧種、結構うまくやれば復活しますのですね。都心、東京都、日本の中心である新宿中央公園とかおとめ山公園なんかで、きちっとその在来種をどのぐらい復活させているかというのを生物多様性の中に入れていただければと思います。

それともう一つは、新宿の再開発ですね。今、西口のほうやっていますから、いずれ東のほうもやるんですか、あれ。恐らくそういう機運になってくると思うんですね。土地も、価格からいって、再開発しなきゃならないですよ。

渋谷と同じじゃ駄目ですよ、やっぱりね。さっき見ていたら、鉄道の上にも何か通路みた

いなのができて、そこにみどりを植える。そこら辺、区のほうで何か意見を言って、取り入れるように。特に、何しろ渋谷と差別化して、それより、上へ行かないといけないですよ。それが新宿らしさですよ。渋谷と同じじゃ駄目ですよ。と私は思います。回答はいいですけども。

斎藤会長 ありがとうございます。

貴重な御意見等いただいてまいりましたけれども、ほかにありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

この件については、事務局から最初にあったように、審議というよりは意見、課題整理になると思います。これから基本計画を策定していくわけですが、その頭出し的なことなので、今日いただいた御意見をまた検討していただいて、あと審議会の回数も何か増えるみたいですが、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から何かありますか。

みどり公園課長 今、会長からお話がありましたとおり、今日いただきました御意見を踏まえて、反映させていただきたいと思います。

それで、椎名委員からも最後、新宿らしさということでお話がございましたので、やはりこの全体を通じて新宿らしさ、基本的なところを押さえながら、その上で、新宿らしさはどういうみどりの在り方があるのかというのを、皆さんと一緒に考えていけたらなというふうに思っています。

本日はありがとうございました。

斎藤会長 それでは、審議事項は以上です。

◎報告

斎藤会長 3の報告に移りたいと思いますが、本日は報告なしでよろしかったでしょうか。

みどり公園課長 はい、報告なしでございます。

斎藤会長 分かりました。

◎連絡事項

斎藤会長 では、連絡事項、お願いいたします。

みどり公園課長 事務局でございます。

連絡事項は2つでございます。

まず、1つ目でございます。先ほどもちょっとお話が出ました新宿区みどりの実態調査、第10次につきまして、本来ならここで皆様へ冊子をお渡しできればというところだったんですけれども、また準備をいたしまして皆様のお手元に届けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。前回の審議会でも御説明いたしましたけれども、本年度はみどりの基本計画改定に向けた準備・検討を進めていく年となります。みどり行政等に関する目標、施策の方向性など、委員の皆様へ審議をしていただきながら策定していきたいと考えてございます。

したがって、本年度は審議会の開催予定回数を、昨年度は2回ということだったんですけれども、少し増やさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。より短い時間で事務局のほうで日程調整をさせていただくことになります。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お時間をお取りいただくことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。早めに調整させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

では、事務局からあらためて連絡があるそうなので、よろしくお願いいたします。

◎閉会

斎藤会長 本日の議事は全て終了しましたので、これで令和8年度第1回のみどりの推進審議会を閉会したいと思います。本日はありがとうございました。

午後0時00分閉会